
アイセンスネットなつ印サービス約款

第1章 総論

第1条 (目的)

本約款は、株式会社アイセンス（以下「弊社」といいます。）が提供する電子署名を利用したネットなつ印サービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件等を規定するものです。弊社と本サービスの利用者（以下「会員」といいます。）は、本サービスの利用に関する契約を締結し、本約款は、同契約によって参照されることにより、同契約の一部を構成します。弊社及び会員は、本約款及び個別契約を遵守するものとしします。

第2条 (定義)

本約款及び本サービスにおける用語の定義は、次の各号に定めるとおりとしします。

(1) 会員間契約

会員が、他の会員との間で、本サービスを使用して締結する契約

(2) 会員間契約書

会員間契約の内容を記載したデータであり、かつ、会員が本サービスのサーバにアップロードしたもの。ただし、署名処理の有無を問わないものとしします。

(3) 文書

会員間契約書その他のデータ。

(4) 起案者

会員間契約書を作成し、弊社の定める方法によって会員間契約の相手方を指定し、会員間契約書に自己の電子署名を付加した上で、本サービスのサーバにアップロードした者。

(5) 事務連絡担当者

会員の従業員または会員から委託を受けた者であって、本サービスの事務連絡等について、弊社との間で連絡行為を担当する者。

(6) 署名処理

第14条第3項に基づき、起案者に対し、会員間契約書について電子署名を付加し、または電子署名の付加を拒否する旨を通知し、これに電子署名を付加する行為。

第3条 (本約款の適用)

本約款は、弊社が提供する本サービス及びその利用に関する一切の事項について、弊社及び会員に適用されます。

第4条 （利用環境）

会員は、弊社が別途定める、本サービスを利用するために必要な機材、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器、インターネット接続に必要な環境及び電子証明書を、自己の費用と責任において準備するものとし、弊社はこれに対して一切の責任を負わないものとします。会員が上記環境を準備できず、または本契約期間内にこれを喪失したとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第5条 （本サービス）

- 1 本サービスは、会員に対して、電子署名を容易に締結できるようにするシステムを提供するものであり、弊社が、会員間契約の内容並びに作成及び署名の時刻等を公証または認証するものではありません。
- 2 会員は、会員間契約の内容を書面によって第三者等に提示する必要があるときは、自己の責任において、相手方との間で契約書を作成するものとし、弊社は一切これに関知しないものとします。
- 3 弊社は、会員間契約の成立・不成立及び有効・無効の判断を、一切行わないものとします。

第6条 （期間計算）

本約款及び本サービスにおける休日に関する期間の計算は、本約款に別に定める場合を除き、営業日ではなく自然日によるものとします。

第7条 （書面の不送付）

弊社は、会員に対して、領収書、請求書その他一切の書面を送付しないものとし、これらの書面の送付に代えて、第 13 条に準じて会員に対して電子メールを送信するものとします。

第 2 章 会員登録

第8条 （会員登録）

- 1 本サービスを利用することを希望する場合には、個人、法人を問わず、第 2 項
-
-

の手続に従って会員登録をする必要があります。

- 2 本サービスへの登録を希望する者（以下「登録申込者」といいます）は、本約款に合意の上、次の各号の流れに従って申込手続を行うものとします。申込手続を行った者は、本約款を熟読し、本約款の内容を理解し、これに従うことに合意したものとみなします。
 - (1) 本サービスの Web サイトにアクセスし、会員に関する情報、事務連絡担当者に関する情報その他の必要事項を入力すること。
 - (2) 認定認証機関（電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項に定める認定を受けた認証機関。以下同じ）の発行する電子証明書によって、本人確認を行うこと。ただし、電子証明書は、第 1 号において入力された「お客様名称ふりがな」と同一名義のものである必要があります。
- 3 弊社は、第 2 項の登録手続から 3 営業日以内にこれを確認し、登録手続を行います。ただし、登録申込者が第 2 項において虚偽の申込事項を届け出た場合、その他弊社が会員として不適当と判断した場合には、弊社は、その申込を承諾しないことがあります。
- 4 登録申込者は、第 2 項の登録手続終了後、弊社の定める利用料金及び登録のための初期費用を支払うものとします。
- 5 登録申込者は、第 3 項により弊社が登録申込を承諾し、かつ、第 4 項の定める費用を支払い、弊社が 7 営業日以内にこれを確認した時点で、本サービスを利用する資格（以下「会員資格」といいます）を取得するものとします。

第 3 章 利用料金

第9条（利用料金）

- 1 会員は、本サービスの利用を開始する前に、または本サービスの利用期間を更新する前に、所定の利用料金を、弊社の定める方法により、弊社に対して支払うものとします。
- 2 一旦弊社が受領した利用料金については、事由の如何を問わず、一切返還しないものとします。

第 4 章 本サービスの利用

第10条（ログイン）

会員は、本サービスを利用する際には、本サービスのログイン画面において、第8条第2項第2号で登録した電子証明書（以下「会員証明書」といいます）を用いて本人確認を行うことによって、本サービス専用サイトにログインするものとします。

第11条（登録名義の使用）

- 1 本サービスを利用して会員間契約の処理を行うことができるのは、会員証明書の名義人のみとします。ただし、会員証明書が法人名義のものである場合には、会員は、自己の従業員に自己の名義で、自己のために本サービスを利用させることができるものとします。
- 2 前項にかかわらず、会員の会員証明書によって本サービス専用サイトにログインした者が、本サービスに関して行った行為は、すべて当該会員が自ら行ったものとみなします。

第12条（電子証明書及び会員情報の更新）

- 1 会員は、会員証明書の失効期限が到来する前に、自己の責任において、弊社の定める方法により証明書を更新しなければならないものとします。
- 2 会員は、連絡先その他の登録情報について変更があった場合、弊社の定める方法により、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3 会員が前2項の義務を怠ったことにより生じた損害は、当該会員の故意、過失の有無を問わず、すべて当該会員が負担するものとします。
- 4 会員が第1項により証明書の更新手続を行った場合には、更新後の証明書の名義人が、更新前の証明書の名義人と異なる場合であっても、更新後の証明書を会員証明書とみなします。ただし、この場合には、会員は、第2項に従い登録名を変更しなければならないものとします。

第13条（通知）

- 1 弊社は、会員間契約について会員に対して通知を行うときは、会員に対して電子メールを送信する方法によって、これを行うものとします。
 - 2 第1項の場合においては、会員が第8条第2項において登録した会員の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する手続を完了した時点において、会員への通知が行われたものとみなします。
 - 3 第1項に掲げるほか、会員に対して本サービスに関する事務的な連絡を行うときは、弊社は、事務連絡担当者に対して電子メールを送信する方法によって、これを行うものとします。会員が事務連絡担当者を設定しなかった場合には、第1
-
-

項に準じるものとします。

- 4 第3項の場合においては、会員が第8条第2項において登録した事務連絡担当者または会員の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する手続を完了した時点において、会員への通知が行われたものとみなします。

第5章 会員間の契約

第14条（会員間契約の手続）

- 1 会員は、会員間契約を締結しようとする場合には、会員間契約書を起案し、弊社の定める方法によって、会員間契約の相手方を指定し、会員間契約書に自己の電子署名を付加した上で、本サービスのサーバにアップロードするものとします。
- 2 第1項の場合において、起案者は、会員間契約の相手方が会員間契約書に署名することのできる期間を、弊社の定める期間の範囲内で設定することができるものとします（以下「署名処理可能期間」といいます）。署名処理可能期間は、会員間契約の相手方に公表されます。起案者は、自ら設定した署名処理可能期間を、いつでも、1回に限り、弊社の定める期間の範囲内で更新することができるものとします。
- 3 第1項により会員間契約の相手方と指定された者は、自己の判断と責任において、弊社の定める方法によって、会員間契約書に自己の電子署名を付加し、または、起案者に対して電子署名の付加を拒否する旨を通知し、これに電子署名を付加するものとします。
- 4 第1項により会員間契約の相手方と指定された者は、会員間契約の内容について起案者に修正を求めるときは、自己の責任において、会員間契約書に電子署名を付加せず、起案者に対して修正を求める内容を通知するものとします。
- 5 弊社は、第1項により会員間契約の相手方と指定された者すべてが、第3項に基づき署名処理を終了した場合には、当該会員間契約の当事者に対して、その旨を通知するものとします。
- 6 会員は、第2項の場合において、署名処理可能期間内に第3項により署名処理を終了した者がいないときは、会員間契約書が自動的に削除されることについて、あらかじめ同意するものとします。

第15条（紛争への対処）

- 1 弊社は、会員間契約の内容については、一切関知しないものとします。
 - 2 会員は、会員間契約について他の会員と紛争が発生した場合には、当該会員間
-

契約に対して自ら署名したか否かにかかわらず、自己の責任において、その紛争を解決するものとします。

- 3 弊社は、アップロードされた会員間契約書の内容が法令に反するとの通知を受けた場合には、その旨を関係省庁に通知するとともに、当該会員間契約書をアップロードした会員の電子証明書に関する情報を関係省庁に提供することがあります。会員は、これにあらかじめ同意するものとします。

第16条（会員の電子証明書の信用性）

- 1 弊社は、会員が署名処理の際に使用する会員証明書の信用性については、一切保証しないものとします。会員は、会員間契約を締結する際には、自らの責任において、当該会員間契約の当事者である他の会員の会員証明書の信用性を判断するものとします。
- 2 会員は、他の会員の電子署名の真正性、失効の有無、期限その他の当該電子署名に関する事項を、自らの責任において検証しなければならないものとします。
- 3 第2項に定める検証を怠ったことにより生じた損害は、すべて検証を怠った会員が負担するものとします。
- 4 弊社は、会員が第2項に定める検証を行った事実を、一切保存しないものとします。会員は、自己の行った検証の結果を、自己の責任において保存するものとします。

第17条（署名処理受付の停止）

- 1 起案者は、自らアップロードした会員間契約書について、相手方のうち1名以上が署名処理を行うまでは、自己の責任において、署名処理の受付を停止させることができるものとします。
- 2 第1項により会員間契約書の署名処理受付を停止させた場合に生じた紛争については、第15条第2項に従い、当該会員間契約の当事者同士で解決するものとします。

第18条（成立した会員間契約書の保存期間）

- 1 弊社は、会員間契約の当事者全員が署名処理を終了した日、または、起案者が第17条第1項に基づき署名処理の受付を停止させた日から起算して14日間、当該会員間契約書を本サービス内に保存します。
- 2 会員は、第1項の会員間契約書を、同項の期間内に自己の責任においてダウンロードするものとします。会員がこれを怠ったことにより何らかの不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。
-
-

-
-
- 3 第1項に定める保存期間経過後においても、弊社は、本サービスのサーバ上のデータをバックアップすることによって、会員間契約書を別に保存することがあります。ただし、弊社は、会員が会員間契約書をダウンロードしなかった場合においても、バックアップデータから会員に会員間契約書を提供しないものとします。
 - 4 会員は、第3項に定める事項についてあらかじめ同意するものとします。

第19条（認証情報の取扱い）

- 1 会員は、本サービスに使用する自己の電子証明書を、厳重に保管し、紛失、改変、第三者による使用・複製等が行われぬよう、厳重に管理しなければならないものとします。
- 2 会員が本条に定める義務を怠ったことによって生じた損害は、故意または過失の有無を問わず、すべて当該会員が負担するものとします。

第20条（本サービスの一時的な停止）

- 1 弊社は、定期的なシステム保守工事のため、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することがあります。この場合において、弊社は、停止の2週間前までに会員にこれを通知いたします。
- 2 弊社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、会員に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 緊急のシステム保守工事のため必要な場合。
 - (2) 天災、事変、停電、回線障害その他弊社の責によらない事由により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- 3 前項の規定に基づき、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止したことにより、会員が何らかの損害を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第21条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用に際し、本約款で別に定めるもののほか、次の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) 弊社、他の会員または第三者の財産、プライバシーその他の権利を侵害し、または侵害のおそれのある行為。
 - (2) 弊社の業務を著しく妨害する行為。
 - (3) 他の会員の認証情報を不正に使用し、またはこれを借り受ける行為。
 - (4) 本約款または法令に違反する行為。
-
-

-
-
- (5) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) 前各号に定める行為を助長し、またはこれに結びつく行為。
 - (7) その他弊社が会員として不適当と判断した行為。

第6章 会員情報の取扱い

第22条（本サービス内における会員情報の表示）

会員は、自己の情報が、他の会員に対して公開されることに、あらかじめ同意するものとします。

第23条（本契約終了後の会員情報の取扱い）

弊社は、本契約終了後も、問い合わせへの対応、登録申込業務その他当サービスの運営上必要な限度において利用するため、当該会員の個人情報（当該会員が法人会員であった場合は、法人の情報及び事務連絡担当者の個人情報）を必要な期間保管します。会員は、あらかじめこれに同意するものとします。

第7章 契約期間の更新

第24条（本契約の更新）

- 1 会員は、本契約期間の満了前に、弊社に対して所定の更新費用を支払うことで、本契約期間を更新することができます。
- 2 弊社は、本契約期間の満了前に、会員に対して、本契約期間の満了日において本契約が終了する旨、更新する場合の更新費用、及び更新手続の内容について、会員及び事務連絡担当者の登録がある場合には同担当者に対して通知いたします。

第8章 契約の終了

第25条（解除原因）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を終了することができるものとします。

- (1) 第8条第2項に定める登録手続において、虚偽または不正確な事実を入力していたことが判明した場合。
-
-

-
-
- (2) 第 8 条第 2 項に定める登録手続において、認定認証機関以外の発行する電子証明書を使用していたことが判明した場合。
 - (3) 会員が死亡し、または解散の登記をした場合。
 - (4) 利用状況その他の事情に照らし、当該会員の個人認証情報が第三者によって無断に使用されたと弊社が合理的に判断した場合。
 - (5) 本約款及び法令に違反し、または本約款の趣旨に著しく反する行為があった場合。
 - (6) 過去に本約款違反などにより本サービスの提供を終了されていることが判明した場合。
 - (7) 当該会員との間で電子メール等による連絡が取れなくなった場合。
 - (8) その他弊社が合理的理由に基づき会員として不適切と判断した場合。

第26条（本契約が解除された場合の会員間契約の取扱い）

- 1 会員は、第 25 条により本契約が終了した場合でも、本サービスの機能のうち、すでに起案された会員間契約書の内容を確認すること、これに署名処理を行うこと、成立した会員間契約書をダウンロードすることについては、引き続き利用できるものとします。会員は、本契約が終了した後も、自己を当事者とする会員間契約書の取扱いについて、自己の責任において対応しなければならないものとします。なお、本契約が終了した後は、会員は、他の会員の起案した会員間契約の当事者になることはできないものとします。
- 2 会員は、自己を当事者とする会員間契約の相手方が、第 25 条により本サービスを利用できなくなったことによって、何らかの損害を被った場合には、その損害については、裁判上及び裁判外を問わず弊社には一切請求せず、すべて当該相手方に請求することに、あらかじめ同意するものとします。
- 3 第 1 項の場合において、弊社は、本契約を解除された会員を当事者とする会員間契約の相手方に対して、当該会員が本契約を解除された旨を通知するものとします。

第27条（退会手続）

- 1 会員は、本契約の有効期間内であっても、自己の責任において、弊社の定める方法により、本契約を終了させることができるものとします。
 - 2 第 1 項の規定にかかわらず、会員は、自己を当事者とする会員間契約であって、いまだ当事者全員が署名処理を終了するに至らないものがあるときは、本契約を終了させることができないものとします。
-
-

第28条（契約終了時の処理）

- 1 会員は、第 26 条または第 27 条により本契約が終了した場合には、これと同時に、第 26 条第 1 項または第 27 条第 2 項に定めるものを除き、本サービスを利用する一切の権利を喪失します。
- 2 会員は、第 26 条または第 27 条により本契約が終了した場合には、これと同時に期限の利益を喪失し、弊社に対して負担する全ての債務を直ちに履行するものとします。

第29条（本サービスの終了）

- 1 弊社は、本サービス専用サイト上に 3 か月以上前に告知をした上で、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- 2 弊社は、前項の告知をもって、当サービスの全部または一部の終了に伴う責任を免れるものとし、会員は、これに異議を述べないものとします。
- 3 第 1 項の場合においては、弊社は、すでに支払われた利用料金について、本サービスの提供を終了する日までの日数によって日割り計算をした残額を、会員に返還するものとします

第 9 章 損害賠償

第30条（会員の損害賠償義務）

会員は、第 25 条の規定にかかわらず、故意または過失により本約款に違反したことによって、弊社に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償するものとします。

第31条（免責及び制限）

- 1 弊社は、第 20 条に定める場合を除き、弊社の故意または過失により、会員に対して本サービスを提供しなかった場合には、これによって生じた損害を賠償いたしません。
 - 2 会員は、第 1 項に定める損害賠償の金額を、事由の如何を問わず、弊社が会員から受領した利用料金の 3 倍を限度とすることに、あらかじめ同意するものとします。
 - 3 弊社は、前 2 項に掲げるほか、弊社の責めに帰さない事由から発生した損害、逸失利益、間接損害、または予見の有無を問わず特別損害については、一切の責任を負わないものとします。
-
-

第 10 章 その他の雑則

第32条（本約款及び利用規約等の改訂）

- 1 弊社は、会員の承諾を得ることなく、本約款を改訂することがあります。改訂された本約款等は、特段の定めのない限り、本サービス専用サイト上でその内容を掲載した時点より効力を生ずるものとします。この場合において、第 13 条の定めは適用しないものとします。
- 2 第 1 項の改訂に同意できない会員は、弊社の定める手続にしたがい、本契約を終了することができます。ただし、変更された本約款等が効力を生じた日から 1 週間以内に上記手続を取らなかった場合は、当該変更を承諾したものとみなします。
- 3 会員が第 2 項により本契約を終了した場合の利用料金の取扱いについては、第 29 条第 3 項に準じるものとします。

第33条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
 - 2 本サービスについて弊社と会員の間には紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。
-
-